

令和7年度第1回 理事会議事録

1 日 時 令和7年7月7日（月） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長（読谷村長）	石 嶺 傳 實
副理事長（那覇市長）	知 念 覚
理 事（大宜味村長）	友 寄 景 善
理 事（本部町長）	平 良 武 康
理 事（宜野湾市長）	佐喜眞 淳
理 事（北中城村長）	比 嘉 孝 則
理 事（南風原町長）	赤 嶺 正 之
理 事（渡嘉敷村長）	新 里 武 広
理 事（医師国保組合）	田 名 毅
常務理事（国保連合会）	高 良 昌 英
副理事長（金武町長）	仲 間 一（書面出席）
理 事（南城市長）	古 謝 景 春（書面出席）
理 事（宮古島市長）	嘉 数 登（書面出席）

事 務 局 大城事務局長、古堅事務局次長、奥原総務課長、植木企画電算課長、
喜友名保険者支援課長、川満審査課長、岸本業務管理課長、
翁長介護福祉課長

4 議 題

（専決報告事項）

- 専決報告第1号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計
（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3回）について
- 専決報告第2号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について
- 専決報告第3号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について
- 専決報告第4号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算
（第1回）について

（議決事項）

- 議案第1号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について
- 議案第2号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第3号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳

	入歳出決算の認定について
議案第 4 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 7 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 8 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 10 号	沖縄県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部改正について
議案第 11 号	沖縄県国民健康保険団体連合会おきなわ医療・保健連携ネットワーク運用管理規程の廃止について
議案第 12 号	沖縄県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
議案第 13 号	沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本構想・基本計画について
議案第 14 号	沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金規則の一部改正について
議案第 15 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
議案第 16 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
議案第 17 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
議案第 18 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
議案第 19 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
議案第 20 号	沖縄県国民健康保険団体連合会表彰について
議案第 21 号	令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会第 1 回通常総会の招集について

司 会

みなさま、こんにちは。本日の司会を務めます総務課主幹の「比嘉章」です。よろしくお願いします。会議を始めます前に、配付資料を確認します。本日の資料は8種類です。一つ目の資料は「令和7年度第1回 理事会議案書」、二つ目の資料は「別冊 新会館建築基本構想（案）」、三つ目の資料は同じく「別冊 新会館建築基本計画（案）」、四つ目の資料は「資料1 令和7年度第1回 理事会説明資料」、五つ目の資料は「資料2 （参考）令和6年度複式財務諸表」、六つ目の資料は、「資料3 理事会申し合わせ事項に関する協議」、七つ目の資料は「資料4 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」、八つ目の資料は「資料5 令和8年度沖縄県国保連合会負担金について」以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより、令和7年度第1回理事会を開催します。本日の出席状況は、理事出席が10名、書面出席が3名となっております。よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。なお、本日、理事会で審議していただきます議案は、去る6月25日に開催しました、沖縄県国保課長、各地区代表の国保担当課長及び後期高齢者医療広域連合事務局長などで構成する「国保事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いします。また、書面出席3名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。石嶺理事長よろしくお願いします。

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席いただき有難うございます。では、これより令和7年度第1回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、本部町の平良武康町長と北中城村の比嘉孝則村長をお願いいたします。

本日の議案は、専決報告事項4件、議決事項21件の計25件です。

それでは、議事を進めてまいります。はじめに、専決報告第1号から第4号までを議題とします。それでは事務局から説明してください。

岸本
業務管理
課長

業務管理課長の「岸本 奈々枝」です。これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。それでは、議案書1頁をお開きください。専決報告第1号は、診療報酬審査支払特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「1,027万2千円」増額し、補正後の予算総額を「11億890万9千円」としました。補正の理由は、下にありますとおり第三者行為損害賠償求償金が当初見込みを上回ったための補正です。

奥原
総務課長

総務課長の「奥原 葉子」です。次に、5頁をお開きください。
専決報告第2号は、下の改正理由のとおり「令和7年4月1日から施行された育児・介護休業法の改正に伴う改正」です。
次に、9頁をお開きください。専決報告第3号は、下の改正理由のとおり「令和6年10月18日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、職員の給料表を改めるための改正」です。
次に、21頁をお開きください。専決報告第4号は、一般会計の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「582万3千円」増額し、補正後の予算総額を「5億2,059万8千円」としました。補正の理由は、下にありますとおり沖縄県から事業を受託することに伴い、事業に係る人件費等の所要経費を措置するための補正です。なお、専決報告第1号から第4号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会専決規程第4条第13号の規定に基づき、専決処分としました。以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。質疑がありましたらよろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。
専決報告第1号から第4号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。
次は、議案第1号を議題とします。事務局から説明してください

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。それでは、議案第1号、事業実績の認定についてご説明します。26頁をお開きください。
「Ⅰ 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。
3は、事務局の機構及び職員の状況で、6課12係で職員が51名、専門員・相談員・臨時職員を合わせ135名が業務に従事しています。
また、27頁の4から7のとおり各審査委員会を設置運営しています。

奥原
総務課長

次に、28頁をお開きください。「Ⅱ 事業実施状況」ですが、令和6年度の事業は、総会において議決された事業計画に基づき、適正な事業運営に努めました。まず、「1 本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)臨時総会、(3)理事会、29頁の(4)の監事会を開催しました。また、(5)の国保

事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を各地区代表の国保課長などに審議いただきました。

30頁をお開きください。(6)独立監査人による決算・期中監査及び(7)職員による部内監査を実施しました。「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和6年11月に開催され、31頁に記載のとおり、12項目を決議しました。また、32頁をお開きください。(2)の国保制度改善のための陳情活動を展開しました。

喜友名
保険者支援
課長

保険者支援課長の「喜友名 均」です。次に、33頁をご覧ください。

「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の【市町村職員等を対象とした研修会】を開催しました。

35頁をお開きください。(2)では、各地区の国保担当職員で組織された「各地区国保協議会及び都市国保協議会への参加並びに助成金の交付」を行いました。(3)の【九州及び全国会議・研修会への参加】では、現地またはWeb会議等で参加しました。

36頁をお開きください。

「4 保険者支援・共同事業」の(1)「国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、アの広報委員会を開催し、37頁をご覧ください。イのテレビ及びラジオ等による広報活動を実施しました。

38頁をお開きください。

キ 県内市町村保険者機能強化支援事業では、沖縄県からの委託を受け収納率向上対策アドバイザーを市町村に派遣し滞納整理等の業務体制支援を行いました。

岸本
業務管理
課長

続いて、40頁をお開きください。

「(2) 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、アの処理状況の表のとおり、「1億6,672万6千円」を損保会社等から収納しました。

「(3) レセプト点検事務共同事業」では、レセプト点検担当者の確保が困難な保険者等から委託を受けて、41頁のウの処理状況の表のとおり、再審査「975万6千点」を減点しました。

喜友名
保険者支援
課長

次に、42頁をお開きください。「5 保健事業に関する事業」では、市町村保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。

(1)【特定健診等費用決済業務等の実施】のア【費用決済状況】の表のとおり、年間「13万6千件」、「10億3,291万7千円」の費用決済を行いました。

(2)の【国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施】では、ア及び43頁イの事業をとおして保健師等専門職の資質向上を図りました。

(3) おきなわ医療・保健連携ネットワークの運用では、アからエの事業を実施しました。なお、このネットワークは、昨今の物価上昇に伴い運用経費や機器更新の費用の負担が増加していること等により、医師会と協議の上、令和6年度末で終了としました。

(4) の沖縄県医師会の「おきなわ津梁ネットワーク」への参画では、生活習慣病に起因する疾病の治療や保健指導が行えるよう運営に参画しました。こちらにつきましても医師会と協議の上、令和6年9月末に脱退しました。

44頁をお開きください。(6) の【沖縄県保険者協議会との連携】では、医療保険者等と連携して、沖縄県民の健康保持増進を図るため、アから45頁エまでの研修事業等を実施しました。

川満
審査課長

審査課長の「川満 達也」です。次に、46頁をお開きください。「6 診療報酬審査事業」では、毎月約77万件のレセプトの審査を行い、診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。(1) の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査の実施では、アの診療報酬審査委員会を開催しました。下の表、診療報酬審査状況をご覧ください。審査の状況ですが、国保は、審査対象件数は前年度に対し減少し、対象点数も減少しています。次に後期は、審査対象件数、対象点数ともに前年度に対し増加しています。

岸本
業務管理
課長

次に、48頁をお開きください。「7 診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し被保険者に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済事務を正確かつ迅速に実施しました。(1) の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬支払業務の実施では、国保は、レセプト確定件数および診療報酬支払確定額ともに前年度に対し減少しています。次に後期は、確定件数および支払確定額ともに前年度に対し増加しています。

49頁をご覧ください。(3) 療養費審査支払の実施では、アの柔整は表のとおり、国保の申請書確定件数及び療養費支給確定額は前年度に対し減少しており、後期については、確定件数及び支給確定額は増加しています。

50頁をお開きください。イのあはき療養費は、国保、後期ともに、申請書確定件数及び療養費支給確定額は前年度に対し増加しております。

51頁をご覧ください。(6) の出産育児一時金等の支払業務では、表のとおり前年度に対し件数及び金額は減少しています。(7) の風しんの追加的対策に係る費用決済業務では、表のとおり件数は減少しました。なお、本業務は令和7年3月受付分をもって終了しました。(11) 新型コロナウイルスワクチン接種費用決済業務では、沖縄県と集合契約を結び、1万8千件、4,463万2千円を適切に処理しました。なお、本業務は令和6年4月受付分をもって終了しました。

植木
企画電算
課長

企画電算課長の「植木 覚」です。次に、５２頁をお開きください。

「８ 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者に共通する事務を一元的に管理し、事務の合理化や経費節減を目的として（１）から５４頁をお開きいただき、（７）までの事業を実施しました。

特に、（７）資格喪失後受診レセプトにおける保険者間調整業務、いわゆる不当利得の返還請求業務では、「１億５千３６１万１千円」を協会けんぽから回収いたしました。「９ 国保保険者標準事務処理事業」では、保険者事務が効率的に実施されるよう保険者が利用する（１）から（３）のシステムの運用を支援いたしました。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課長の「翁長 明広」です。次に、５５頁をご覧ください。

「１０ 介護保険関係事業」では、介護給付費審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努めました。（４）介護給付費等の状況では、表のとおり前年度に対し件数、支払確定額ともに増加しています。

５６頁をお開きください。（１０）介護保険広報共同事業の実施では、５７頁のイ テレビ、ラジオを主体とした広報活動を展開しました。

５８頁をお開きください。「１１ 障害者総合支援関係事業」では、市町村が障害福祉サービスに係る給付を円滑に行うため、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速確実に実施しました。（１）の障害介護給付費審査支払業務及び（２）の障害児給付費審査支払業務では、表のとおり前年度に対し件数及び支払確定額ともに増加しています。

喜友名
保険者支援
課長

５９頁をご覧ください。「１２ 母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的として市町村が実施する、母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用決済事務等を（１）の表のとおり実施しました。

植木
企画電算
課長

次に、６０頁をお開きください。「１３ 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、（１）と（２）の表のとおり『自動償還方式』又は『現物給付方式』にて支援しました。「１４ 県からの受託事業」では、国民健康保険事業等の充実強化を目的に（１）から（６）の事業を実施しました。

奥原
総務課長

６１頁をご覧ください。「１５ 国への財政支援要請」では（１）及び（２）のとおり、沖縄県その他、関係団体とともに、沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

次に、６２頁をお開きください。「１６ 新会館建築に関すること」では、新会館建築基本構想・基本計画の作成に向けて、ワーキンググループを表のとおり

開催しました。

次に、63頁をご覧ください。本会の財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。

64頁をお開きください。3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高です。令和6年度末の決済用普通預金の残高は「1億7,569万8千円」となっています。次に4の積立金は、財政積立金のほか10件の積立金等の保有状況です。令和6年度末現在の保有総額は「26億309万5千円」となっています。

次に、66頁をお開きください。この表は、本会が行っている事業の一覧表です。後ほどご覧ください。

以上が、令和6年度の事業実績です。よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。

議案第1号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。次に、議案第2号から第9号までを、一括議題とします。事務局の説明を求めます。

大城
事務局長

事務局長の「大城 博之」です。決算の説明では、「資料1 理事会説明資料」により、ご説明します。それでは、表紙をおめくり頂き、目次をご覧ください。議案第2号から第9号は、令和6年度における本会各会計の決算報告となりますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

2頁をお開きいただき、右下をご覧ください。全会計の歳入総額は、「4,782億1,590万3千円」で歳出総額が、「4,780億4,020万4千円」となり差引残額が、「1億7,569万8千円」となっています。

次に、3頁をお開きください。1は、診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「97.81%」を占めています。2は、事業費関係の中で支払勘定要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「1.67%」を占めています。続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.52%」となっています。以上が、令和6年

度 歳入歳出決算状況の全体概要です。

続いて、各会計の決算状況の説明は、担当課からご説明いたします。

奥原
総務課長

それでは4頁をご覧ください。ここからの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

まず、議案第2号についてです。歳入2款 手数料の減は、医療費助成の取扱件数が見込みを下回ったためです。4款 県支出金の減は、沖縄県から委託を受けた医療施設等物価高騰対策支援事業の業務内容変更に伴い、当初予定していた支援金の受け入れが無かったことによるものです。7款 医療費助成事業受入金の減は、こども医療費助成費が見込みを下回ったためです。

次に、歳出2款 総務費の不用額は、職員の退職に伴う人件費の減及び入札により会館設備費を削減したことによるものです。3款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由によるものです。6款 医療費助成事業支出金の不用額は、歳入7款と同様の理由によるものです。その結果、一般会計の決算額は歳入が「70億6,602万5千円」で歳出が「70億3,922万8千円」となり、差引残額は「2千679万7千円」で、翌年度繰越となります。

川満
審査課長

次に、5頁をお開きください。議案第3号についてです。

歳入1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。9款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込みを下回ったためです。

次に、6頁をご覧ください。

歳出1款 総務費の不用額は、育児休業取得者に係る人件費の減及びシステム運用経費等の節減によるものです。5款 事業費の不用額は、システム改修経費等の節減によるものです。7款 諸支出金の不用額は、歳入9款と同様の理由によるものです。その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「10億2,162万4千円」で歳出が「10億263万5千円」となり、差引残額は「1,898万8千円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

次に、7頁をお開きください。国保診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が、「1,186億5,353万9千円」で歳出が「1,186億4,499万4千円」となり差引残額は、「854万4千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「30億7,494万1千円」で歳出が、「30億6,600万1千円」となり差引残額は、「893万9千円」で、翌年度繰越となります。

次に、8頁をご覧ください。出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「7億481万1千円」で、差引残額はありません。

川満
審査課長

次に、9 頁をお開きください。議案第 4 号についてです。歳入 1 款 手数料の増は、診療報酬等の手数料が見込みを上回ったためです。4 款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。

続いて、歳出 1 款 総務費の不用額は、育児休業取得者に係る人件費の減及びシステム運用経費等の節減によるものです。4 款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の節減によるものです。7 款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入 4 款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は歳入が「6 億 4, 847 万 1 千円」で、歳出が「6 億 3, 378 万 9 千円」となり、差引残額は「1, 468 万 1 千円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

次に、10 頁をご覧ください。後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「1, 538 億 9, 046 万 8 千円」で、差引残額はありません。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、歳入が「6 億 3, 177 万円」で歳出が「6 億 3, 176 万 8 千円」となり、差引残額は「1 千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
保険者支援
課長

次に、11 頁をお開きください。議案第 5 号についてです。歳入 4 款 県支出金の増は、見込みを上回ったためです。8 款 諸収入の増は、特定健診受診券用紙斡旋費用を保険者から受け入れたためです。

続いて、歳出 1 款 総務費の不用額は、各事業における事務経費の節減によるものです。その結果、決算額は、歳入が「1 億 4, 733 万 9 千円」で歳出が「1 億 3, 843 万 9 千円」となり、差引残額は「890 万円」で翌年度繰越となります。

次に、12 頁をご覧ください。特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「10 億 3, 291 万 7 千円」で、差引残額はありません。

翁長
介護福祉
課長

次に、13 頁をお開きください。議案第 6 号についてです。

歳入 5 款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が当初見込みを下回ったためです。続いて、歳出 1 款 総務費の不用額は、令和 6 年度に令和 5 年度の決算剰余金を清算する予定でありましたが、税制改正の対応で年度内に清算ができなかったためです。5 款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入 5 款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「4 億 1, 695 万 9 千円」で、歳出が「3 億 7, 077 万 8 千円」となり、差引残額は「4, 618 万 1 千円」で、翌年度繰越となります。

次に、14 頁をご覧ください。介護給付費等支払勘定の決算額は、歳入が「1, 138 億 3, 139 万 8 千円」で、歳出が「1, 138 億 3, 132 万 3 千円」となり、差引残額は、「7 万 5 千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の決算額は、歳入が「22 億 1, 549

万9千円」で歳出が「22億1,546万1千円」となり、差引残額は「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、15頁をお開きください。議案第7号についてです。歳入1款 手数料の増は、取扱件数が見込みを上回ったためです。続いて、歳出1款 総務費の不用額は、令和6年度に令和5年度の決算剰余金を清算する予定でありましたが、税制改正の対応で年度内に清算ができなかったためです。

その結果、業務勘定の決算額は、歳入が「1億4,692万6千円」で、歳出が「1億0,739万4千円」となり、差引残額は「3,953万1千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「735億6534万2千円」で、差引残額はありません。

喜友名
保険者支援
課長

次に、16頁をご覧ください。議案第8号についてです。歳入1款 健康診査費受入金の減は、健診費用が当初見込みを下回ったためです。歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由によるものです。

その結果、決算額は歳入が「11億5,445万5千円」で、歳出が「11億5,443万8千円」となり、差引残額は「1万7千円」で、翌年度繰越となります。

奥原
総務課長

次に、17頁をお開きください。議案第9号についてです。歳入1款 使用料及び手数料の減は、駐車場利用者が当初見込みを下回ったためです。次に、歳出3款 諸支出金の不用額は、福利厚生給付金及び事業費が当初見込みを下回ったためです。5款 事業費の不用額は、おきなわ医療・保健連携ネットワーク終了に伴う運用管理費等の減です。

その結果、決算額は歳入が「1,341万1千円」で、歳出が「1,041万円」となり差引残額は、「300万1千円」で、翌年度繰越となります。

古堅
事務局次長

以上が、令和6年度の各会計の決算です。

これらの各会計の決算監査につきましては、18頁にあります「監事による決算監査」を7月3日に、19頁にあります「独立監査人による決算監査」は6月16日から18日に行い、問題なく完了していることをご報告いたします。また、只今ご説明しました議案のうち、議案第3号から議案第7号の特別会計業務勘定から発生した決算剰余金につきましては、国の通知に基づく計算を行った結果、赤字判定となりました。赤字判定の場合、決算剰余金は翌年度に繰り越し、積立金等に充当することが認められており、国保、後期、特定健診の3会計は不足する積立金に充当することとしますが、介護、障害の2会計につきましては、積立金が満額に達しておりますので、保険者へ返還する予定としております。なお、返還額は、このあと議案第18号及び議案第19号にてお示しします。

次に、配布しています「資料2 令和6年度複式財務諸表」についてですが、これは、複式簿記による本会の財務状況を確認できる財務諸表となります。これらは、参考として添付するもので、説明は省略いたします。後ほどご覧ください。

以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

本部町
平良町長

62頁の新会館建築に関してのワーキングチーム、特にPPP、PFIの内容について、その状況をもう少し説明をお願いします。

奥原
総務課長

新会館建築に関することにつきましては、この後の議案第13号及び第14号で、詳しくご説明したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

本部町
平良町長

承知した。

議 長

それではお諮りいたします。

議案第2号から第9号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの8件は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第10号から議案第12号までを、一括議題とします。

事務局から説明してください。

奥原
総務課長

それでは、議案書194頁をお開きください。議案第10号は、事務局組織規程の改正で、退職者医療制度の廃止及び予防接種事務の開始に伴う事務分掌の改正です。

次に196頁をお開きください。議案第11号は、令和7年3月31日をもって「おきなわ医療・保健連携ネットワーク」の稼働を終了したことに伴う廃止です。

次に198頁をお開きください。議案第12号は、財務規則の改正で、金融機関からの依頼により領収に係る運用を変更するための改正です。

以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。議案第10号から第12号までを原案どおり承認することにご

異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの3件は承認されました。
次に、議案第13号及び第14号を議題とします。
事務局から説明してください。

大城
事務局長

次に200頁をお開きください。議案第13号は、新会館建築基本構想・基本計画についてです。別冊(2種類)をお手元にご準備ください。

本会では、現会館の老朽化、狭隘化等の課題があることから、新会館の建築に向け基本構想及び基本計画の策定の作業に着手し、市町村の課長等で構成するワーキンググループで検討をすすめてきました。

このたび、基本構想及び基本計画の案を別冊のとおり取りまとめ、本日のこの理事会の前に、新会館建築基本構想・基本計画検討委員会を開催し、内容についてご協議いただき、理事会に提案することをご承認いただきました。理事会で承認いただければ、総会に諮ったうえで、基本構想・基本計画に沿って、次の工程に進みたいと考えております。13時から新会館建築検討委員会に出席されている理事におきましては、重なる説明となりますが、ご了承ください。

まず、別冊、新会館建築基本構想(案)について説明します。1頁をお開きください。

「はじめに」沖縄県国民健康保険団体連合会は、現国保会館の老朽化及び狭隘化等により、新国保会館の建築を計画しています。連合会は、設計、建設を進める上での根幹となる考え方等を取りまとめ、会員及び関係者に示し当該建築事業の理解を得たうえで新会館建築が実施できるよう基本構想(案)を策定します。

次に、「1.2基本構想の目的と位置づけ」ですが、この基本構想では、下の青い枠にありますように、現会館の現状と課題、新会館の整備方針、基本方針、建築場所、施設規模等の考え方について決めました。

3頁をお開きください。「現有地への新会館建築の理由」ですが、現国保会館の老朽化及び狭隘化等により、理事会・総会の承認を得て、令和2年3月に新会館建築に向けて土地を取得しました。新会館建築に向けた基本構想・基本計画策定の準備を進める中、本会理事より、「現有地への建て替えだけではなく、条件によっては現有地を処分し、その利益を活用した移転による新築も含め、あらゆる手法で検討したほうが良いのでは」という意見が上がりました。

令和4年度第1回理事会において協議した結果、

①57名の審査委員を確保するための交通の利便性、医療機関及び介護事業所等関係者の利便性、職員の利便性を考慮すると現有地が良い。②総会において隣地を購入し建て替えることで承認された。といった理由から、現有地に新会館を建

築することを決定しました。

なお、これまでの経緯として、左の2頁の表に、現会館建築に向けた県有地の取得、新会館建築に向けた県有地の取得、この基本方針の策定にあたって、県・市町村の国保主管課長等で構成するワーキンググループの開催状況等について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

続いて、「現会館の現状と課題」ですが、現会館は、建物・設備の老朽化、狭あい化など、多くの課題を抱えています。現会館は、昭和59年に竣工しており、新耐震基準によって建築されていますが、雨漏りや外壁のクラック、設備の故障などが発生しており、会議室の不足等をはじめとした狭あい化も深刻な状況にあります。下にまいりまして、大規模修繕や耐震補強、増築を行うことで機能を向上させることは、技術的に可能ではあるものの、使い勝手の悪化やアスベスト建材の撤去の問題、業務を継続しながらの工事は難しいなど、課題が大きく、費用対効果を考えると現実的ではない状況です。

以上より、現会館が抱える課題の中には、改修等では解決することが困難なものがあります。様々な課題を解決し、会館のあるべき状態を実現するため、建替えにより新会館を整備する必要があります。さらに会館の建替えを契機として、職員の意識改革や業務効率化による更なる県民サービスの向上、民間への土地・建物の賃貸借等を含む敷地の有効活用による新たな収入財源の確保を目指すこととします。

5頁をご覧ください。「3. 新会館の整備方針」ですが、現会館の課題を解決するとともに、働き方改革を見据えた執務機能の向上、各種災害等に対する安全性の確保、立地特性を活かした効果的な事業手法の導入を重視し、以下の、まず方針1 保険者サービスの質を向上させるため、本会の業務に適合した執務環境を整備する。方針2 経営の安定化と保険者の保険財政に貢献するため、効果的な民間活 力の導入を図る。方針3 周辺地域の文化・景観・防災・福祉によるまちづくりに貢献する。3つの整備方針を定めています。

6頁をお開きください。新会館の整備方針を施設計画として具現化するため、下の図の右にありますとおり、新会館の整備方針を細分化した9つの基本方針を策定しました。後ほどご覧ください。

7頁をご覧ください。「5. 建築場所」ですが、表5-1 敷地概要にありますとおり敷地面積は、約3,000㎡となっています。表5-2は、現会館の概要です。

8頁をお開きください。下の敷地拡大図をご覧ください。右の駐車場と記載している場所に新会館の建築を予定しています。

9頁をご覧ください。「5.1.3 その他の法規制」ですが、下の表をはじめとする、那覇市景観計画及び那覇市景観計画ガイドラインに則った施設計画とすることが必要となっています。

10頁をお開きください。建築場所は、ハザードマップ上では高潮・津波において、浸水の可能性が想定されています。基本計画における階層構成等の検討にお

いて浸水想定を踏まえた検討を行い、新会館整備における考え方を整理します。

11頁、12頁には、那覇市都市計画マスタープランと那覇港長期構想、那覇港湾計画が記載されておりますので、後ほどご覧ください。

13頁をご覧ください。「6.1 新会館に必要な規模」です。市町村庁舎の規模算定の際は、多くの自治体において国の基準と近隣自治体や近年整備された庁舎事例から算出した職員1人あたり面積を用いた規模算定を行い、おおまかな規模を決定する方法が採用されています。本事業においても表6-1のように国の基準と他事例を基にした面積を算出し、規模の検討を進めたいと考えております。表を見てみますと、①の現国保会館の職員1人あたり面積は、14.1㎡、②の他県国保会館、③県内市町村庁舎、④総務省基準と比べましても少ない状況となっています。「6.2.1 連合会の必要規模」ですが、前項の各基準より算出した規模を基に、以下の①現国保会館は他県の会館と比較しても狭あいであり、また、ユニバーサルデザインへの対応等のためにも面積拡大が必要。②市町村庁舎は来庁者用のスペース、議会などがあるため、単純な規模の比較は適さない。③総務省基準相当とした場合でも、現国保会館より40㎡以上の増となるため、ペーパーレス化の推進を含む面積効率化等の工夫により実現可能。以上より、総務省基準による必要面積を検討ベースとしつつ、将来を見据えた計画として、当初は、3,700㎡としていましたが、昨今の物価高騰、人口減少が見込まれる中で施設規模について見直し及び財源計画を整理しました。算定方法については、2070年までの県人口、国保被保険者数、後期被保険者数、レセプト件数、審査支払手数料の推計を行いました。県人口が直近の146万人から109万人と減少する中、国保の被保数9万9千人減少します。一方、後期の被保数は10万5千人増加します。国保の減少より後期の増加が大きいため、全体の被保数は増加となります。レセプト件数も同じように、国保は減少・後期は増加となり、全体のレセプト件数は増加する推計となりました。レセプト件数の増加に伴い、おのずと手数料も増加となります。本会では、少子高齢化の進行に伴う人口減少や、医療DXの推進を背景として、将来の職員数を見直すこととしました。当初計画では155人（正職員56人、臨時職員99人）としていた体制を見直し、今後は正職員を増員し、臨時職員はおおむね半減とする案で計画を見直します。なお、この見直しは、あくまでも新会館建築の基本計画における見直しであります。現に見直しを行う場合は、理事会等に諮ってまいります。

14頁をお開きください。関連団体の入居面積及び駐車台数ですが、現段階では、1つの関連団体が入居の意思表示を示しています。基本計画において、入居面積及び駐車台数を精査することとしていますが、この関連団体の中で決定しておらず今後精査していきます。

15頁をご覧ください。「7. 事業手法」ですが、新会館の整備にあたっては、設計業務、建設業務、維持管理業務等をそれぞれ別々で発注する設計施工分離発注方式に加えて、民間ノウハウをより活用するために各業務を一括で発注するP F

I手法等の官民連携手法があります。各手法のメリット・デメリットや、余剰床の活用方法、民間事業者の意向を踏まえつつ、基本計画において具体的な事業手法を検討します。

16頁をお開きください。「7.2 余剰床の活用の考え方」ですが、新会館の敷地において建築可能な床面積に対して、新会館に必要な規模を確保したとしても、多くの余剰床が発生します。余剰床を民間事業者に活用してもらうことで、新会館整備にあたっての施設整備の連合会の負担軽減が期待できるため、余剰床の活用を検討します。以上が、新会館建築基本構想です。

続いて、別冊、新会館建築基本計画について説明します。

1頁をお開きください。本基本計画は「新会館建築基本構想」で示した、新会館整備における基本的な考え方や基本方針に基づき、下の青い枠にありますとおり、新会館の規模、導入する機能、整備スケジュール、事業費等を検討・整理し、設計業務の基礎資料等として策定するものです。「1.2のこれまでの経緯」は後ほどご覧いただき、3頁の導入する機能につきましては、基本構想で説明いたしましたので省略いたします。

4頁をお開きください。「2.1 機能的でフレキシビリティの高い執務空間の実現」ですが、まず、「執務室の効率的な配置方法」についてです。ユニバーサルレイアウトの採用、フリーアクセスフロアを設置し、ミーティングスペースを整備します。次に、「2.1.2 会議室」です。遮音対策によるプライバシーの配慮、柔軟に規模・配置を変更可能な会議室の整備、現状の利用状況を考慮した配置を検討します。

5頁をご覧ください。続いて、「書庫」です。移動式書架の設置、外部への持ち出しや廃棄などが必要な書類を1階倉庫に集約、紙文書の電子データ化の実施や手続き等のペーパーレス化の推進により書庫面積を削減します。次に、「2.2 DXの進展を想定したICT機能の整備」です。執務室内にWEB会議ブースを設置、会議室にはWEB会議用の機器を整備します。「2.3 災害対策機能の確保」です。

飲料水に使用可能な貯水槽の整備、ペットボトルの飲料水や非常食・簡易トイレ等を備蓄、連合会の執務機能やサーバー等の重要諸室を2階以上に配置します。

7頁をお開きください。「2.5 ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい環境の整備」です。職員も来館者も誰もが安全で使いやすいユニバーサルデザインを積極的に取り入れます。続いて、「社会状況を踏まえた、防犯・セキュリティ機能の向上」です。本会は、個人情報を多く扱っていますので、執務室や執務室を繋ぐ通路には来館者がアクセスできないようにするなど、重要度に応じてセキュリティエリアを段階的に設定し、ICカード認証等による最適な施錠管理システムによってセキュリティを確保します。

8頁をお開きください。「2.7 費用対効果の高い省エネ機器の導入」、「2.8 周辺環境と調和する景観の形成」、「2.9 事業効果を最大化する、最適な事

業手法」では、PFI手法等の官民連携手法を検討します。

10頁をお開きください。「3. 新会館の規模」ですが、基本構想において算定した約3,000㎡を基に、現状の利用状況や第2章で整理した導入機能を踏まえて、諸室ごとの面積を整理しました。なお、具体的には設計段階における詳細な検討と併せて決定します。

11頁の関連団体の入居面積から12頁の敷地概要までは、基本構想において説明しましたので省略します。

続いて、13頁「民間施設の可能性」です。まず、「余剰床の活用の考え方」ですが、基本構想でも説明しましたが、余剰床を民間事業者を活用してもらうことで、新会館整備にあたっての施設整備の連合会の負担軽減が期待できるため、余剰床の活用を検討します。

14頁をお開きください。「4.2.2 民間事業者の意向」ですが、余剰床の活用にあたって、民間事業者の意向を把握するための市場調査を実施しました。調査の結果、複数の企業から参画意向（積極的に参加したい企業2者、参加したい企業4者）が得られたとともに、新会館の敷地の市場性についても一定の評価が得られました。また、活用する場合の導入機能としては物販系の施設（コンビニ等）や宿泊施設といった意見も得られました。建物所有形態や事業期間については、導入機能によっては意見が分かれています。続いて、「4.2.3 民間施設の可能性」です。市場調査の結果、余剰床活用の可能性はあると考えられます。ただし、導入機能によって、求められる事業スキームが異なるため、今後も引き続き民間事業者との対話を実施し、導入可能性を検討していきます。

先程、平良理事からワーキンググループでのPPP/PFIの認識合わせについて質問がありましたが、民間事業者の意向を把握するための市場調査結果、PPP/PFIの手法を検討することについて、認識合わせを行いました。

15頁の「配置計画」、「整備計画」につきましては、基本構想で説明しましたとおり、現駐車場に新会館を建て、その後現会館を解体し、ここに立体駐車場を建設します。

16頁をお開きください。「5. 建築事業費・財源」です。まず、「概算建築事業費」ですが、近年に建設された自治体庁舎事例や新営予算単価などを基に、下の表5-1にありますとおり、新会館の建築事業費を34億4,400万円と算定しました。なお、事業費は基本計画時点における概算であり、今後の社会情勢等により変動する可能性があります。続いて、「5.2 財源計画」ですが、新会館建築にかかる財源については、令和4年度に新会館建築準備資金積立金を設置し、以後、毎年度積立を行っています。建築にあたっては、この積立金に加え、他の積立金についても可能な限り充当することとします。現時点で想定する積立金、補助金、借入金については17頁の右の表のとおりです。まず、新会館建築準備資金積立金についてですが、この後の議案で提案する上限額を積立額として計上しました。補助金等については、現時点で交付が予定される補助金はないため、財源とし

ては「0円」としています。借入金ですが、概算事業費から積立金を差し引いた残りの金額。16億2,800万円となっています。

「5.3 維持管理費」ですが、会館の維持管理費については、現会館での実績や会館維持管理費の要求単価等を基に算定しました。新会館の整備にあたっては、イニシャルコスト（初期費用）だけでなく、ランニングコスト（維持管理費）への影響にも十分配慮しつつ、各種仕様や運用方法を検討していくこととします。続いて、「5.4 年間費用」です。現時点で想定する年間費用は、借入金の返済額、維持管理費、大規模修繕費および関連団体から得る18頁の表下の※印にありますように銀行より参考として示された条件、元金均等払い30年、借入金利2.675%で試算いたしました。初年度が最も高額となる見込みですが、その年間費用であっても、現会館における維持管理費および積立金の合算額の範囲内であることから対応は可能であると判断いたします。

なお、今後、物価高騰により事業費、借入金等が増となり財源が不足する場合は、理事会等に諮ってまいります。

19頁をお開きください。「6. 事業スケジュール」です。新会館の整備に係る想定の実業全体スケジュールは以下のとおりです。建設工事は令和13年度末を期限とし、民間の参入がしやすいように延長しました。可能な限り早い期間での完了を目標とします。

以上が、新会館建築の基本構想・基本計画です。この基本方針・基本計画の策定にあたっては、県・市町村の国保主管課長等で構成するワーキンググループを5回開催し、提出しております。よろしくお願いします。

続いて、議案書の201頁をご覧ください。議案第14号は、新会館建築準備資金積立金規則の改正で、新会館建築費用の増加及び積立状況を踏まえ、積立金の上限額を見直すための改正です。

以上が、議案第13号及び第14号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

高良
常務理事

事務局の方から説明がありましたが、私のほうから少し追加して説明させていただきます。この理事会に先立って行った新会館建築検討委員会において、一つは支払計画について、元利均等と元金均等については、元金均等で支払っていいのではないかと回答しております。もう一つは、非常に重大なことであって市町村でもいろいろな建築をしている中で、建築費が1.5倍になるという非常に想定外のことが起こることもある。どこまで厳しく財政計画を立てるかというご指摘がありました。財源計画は現時点で賄える範囲で計算しており、もし想定外のことが起こったら、この理事会等にその都度報告していきたいと考えております。

先ほど本部町長からPPPの内容はどうだったのかというご質問がありましたが、

事務局からも少しありましたが、簡単な調査の中では、積極的に参加したいという回答がコンビニ事業者からありました。建設業者からは参加したいというところもあれば、参加が厳しいというような回答があり、建物の所有方式についても、国保連合会が所有して欲しいという意見と、民間が所有したいということの意見など様々ございます。基本構想、基本計画が今日理事会で承認されれば総会の方にお諮りして、これらが決定すれば、次の段階で詳しく調査してご報告してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＜進行の声あり＞

議 長

お諮りします。議案第13号及び議案第14号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

＜異議なしの声＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの2件は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第15号から第19号までを、一括議題とします。

事務局から説明をお願いします。

植木
企画電算
課長

203頁をご覧ください。議案第15号は、財産の処分についてですが、204頁の「別紙」でご説明いたします。減価償却積立引当資産の、(1)の「1,327万1千円」および(2)の「1,267万4千円」を処分します。処分の理由といたしましては、国保中央会が一括調達する「セキュリティ等管理システム」機器等経費に充当します。続いて、只今説明しました財産の処分に伴う補正についてです。

205頁をご覧ください。議案第16号は、国保の業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「1,327万1千円」増額し、補正後の予算総額を「14億4,575万4千円」とするものです。

208頁をお開きください。議案第17号は、後期の業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「1,267万4千円」増額し、補正後の予算総額を「7億6,672万2千円」とするものです。

翁長
介護福祉課
長

次に、211頁をお開きください。議案第18号及び19号は、先ほど決算でお伝えした、決算剰余金を保険者へ返還するための補正です。介護・障害両方とも下の補正の理由にありますとおり、剰余金は令和7年度手数料から減額いたします。まず、議案第18号は、介護の業務勘定の補正ですが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を「4億6,215万千8円」とするものです。

次に、214頁をお開きください。議案第19号は、障害の業務勘定の補正で、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を「1億3,830万4千円」とするものです。以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

＜進行の声あり＞

議 長

それではお諮りいたします。議案第15号から議案第19号を承認することに、ご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの5件は承認されましたので、総会へ提出します。

次は、議案第20号を議題とします。事務局から説明してください。

奥原
総務課長

それでは、217頁をお開きください。議案第20号については、国民健康保険事業、介護保険事業関係業務並びに国保連合会の事業振興の発展向上に尽力され、その功績が顕著な方を本会表彰規程に基づき表彰するための提案です。

本年度の被表彰者ですが、218頁をお開きください。1の国民健康保険診療報酬審査委員会委員として、10年以上にわたり審査業務に精励され、国保及び介護事業の充実発展のため尽力いただきました、「伊佐勝憲」先生 他3名の先生方です。次に2の本会職員からは、「中村多希子」企画電算課主幹 他2名の方です。3名においては、在職20年にわたり職務に精励されました。

219頁をご覧ください。3の市町村等職員からは、「照屋卓」様、他4名の方々です。これら5名の方におかれましては、国民健康保険の職務に15年以上にわたり精励され、国民健康保険事業の充実発展に尽力いただきました。

次に、220頁をお開きください。4は、本会設立50周年を記念し、国民健康保険事業及び介護保険事業関係業務に特別に貢献した者として、2期以上にわたり本会の理事長または常務理事の職務に精励され、本会の事業発展に大きく貢献

されました、「山内徳信様」他8名の方々です。以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件は、規程に基づく表彰でありますので、そのまま承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は承認されました。次に、議案第21号を議題とします。事務局から説明してください。

奥原
総務課長

それでは、222頁をお開きください。議案第21号につきましては、本年度の第1回通常総会を7月25日（金曜日）自治会館において開催する予定です。今回提出する議案は、「専決報告事項 2件」、「議決事項 16件」です。なお、当日は他の団体の会議も予定されていますが、日程については資料1説明資料20頁の表のとおりです。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。これで、理事会の議案審議は終了します。続いて、「その他協議」に移ります。事務局から説明してください。

大城
事務局長

それでは、「資料3 理事会申し合わせ事項に関する協議」をお手元にご準備ください。今回、理事会申し合わせ事項に関しご協議いただくこととしましたのは、お手元の資料6頁に添付しております「令和7年3月31日付け那健国第574号」にて那覇市長より、常務理事の互選方法が明文化されていないことについて指摘及び改善要望があったためです。協議内容についてご説明いたします。

まず協議事項1についてです。表紙をおめくりいただき、1頁をご覧ください。協議事項1は、本会役員選任規則第3条を補完することを目的に、令和2年7月3日開催の令和2年度第1回理事会において申し合わせた「学識経験者（常務理事）の推薦基準」の一部改正についてです。提案理由は下にありますとおり、学識経験者を理事会が推薦する時点では、総会において未だ役員の選任が承認されておらず、学識経験者を常務理事とする互選はできないことから、学識経験者の推薦と常務理事の互選を明確に分けるための題名及び本文の改正です。

2頁をお開きください。新旧対照表のとおり、改正前の「（常務理事）」を削

除しました。なお、改正後全文は3頁に記載のとおりです。以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明がありました。

これについて、意見がありましたらよろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。協議事項1について、事務局の案のとおり承認してよいでしょうか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

次に、協議事項2について、事務局から説明してください。

大城
事務局長

それでは、4頁をお開きください。協議事項2は、規約第22条第1項を補完することを目的に、常務理事の互選方法を策定するためのものです。提案理由は、冒頭でも申し上げたとおり、那覇市長より、常務理事の互選方法が明文化されていないことについて指摘及び改善要望があったためです。

5頁をご覧ください。本文に記載のとおり、常務理事の互選の方法は、指名推選とします。また、常務理事は、常時、会を掌握することが求められていることから、常勤であることが前提となるため、市町村長又は国保組合の理事長をもって充てることは困難であります。よって、原則、学識経験者として選任された理事を理事長が指名推選したうえで、理事の過半数の承認によって決定するものとなりました。以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明がありました。

これについて、意見がありましたらよろしくお願いします。

南風原町
赤嶺町長

5 頁について、分かりやすく改正するわけですから、特段異議はないんですけども、5 頁の後段の方ですね、原則というのがあるんですけど、原則は何を指しているんですか、特にいらないんじゃないですか、どうでしょうか。

高良
常務理事

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。これは想定外の事態として何が起こりえるか想定できないもので、原則を入れた方が安全かなと思ったんですけども、おっしゃるように、学識経験者として専任された理事が常務理事になるということが通常の流れだと思います。過去に学識経験者の常務理事が空白の期間があったので、学識経験者以外から当てないといけないのかなという

のが頭にあったものですから、原則と記載しておりますが、おっしゃる通り理事の皆さんがいないということであれば、省きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

南風原町
赤嶺町長

このような規則はシンプルが良いので、この原則の意味について問われる可能性があるので、ちゃんと互選の方法を理事長の指名推薦と謳っているわけですから、原則はいらないと思います。

議 長

ただいまのご意見について、「原則」は削ったうえで承認するということでよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は事務局案を一部修正したうえで承認されました。

「その他協議」は、以上となります。

議 長

続いて、事務局より「報告事項」がありますので、事務局から報告してください。

植木
企画電算
課長

それでは、お配りしております「資料４ 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」をご準備ください。まず本会は、平成２８年度から個人情報保護マネジメントシステムを運用し、個人情報の保護に取り組んでおります。このシステムでは、年に１度、理事の皆様へ取り組み内容を説明することとしております。

それでは、１頁をご覧ください。図①は個人情報の定義ですが、本会は国保被保険者の氏名・住所・性別などのほか、要配慮個人情報である病歴情報も扱っております。

次に２頁は、個人情報保護マネジメントシステムの仕組みです。本会全ての役員が、個人情報保護の重要性を理解し、マニュアルに沿って取り扱い、その取り組みはPDCAサイクルにて見直し・改善を行っています。

３頁は、保護体制における主な責任と役割です。理事長をトップマネジメントとし、職名に応じて責任と権限を明確にして実践しております。

４頁をご覧ください、本会の個人情報保護マネジメントシステムは、平成２９年にプライバシーマークを取得しました。今年度、４回目の有効期間満了となりますが、更新を行い、引き続き個人情報の保護に努めてまいります。以上でございます。

喜友名
保険者支援
課長

それでは、「資料5 令和8年度以降の国保連合会負担金について」をご準備ください。本会は、国保中央会へ支払うシステム等費用については、市町村等から毎年負担金として徴収しておりますが、国保中央会の費用改定に伴い、徴収額の見直しを予定しております。なお、負担金の額については、国保中央会から示され次第改めてご連絡いたします。

1点目、国保中央会保健事業等保険者支援負担金（KDB分）は、KDBシステムの運用、補修及び改修に要する経費に充てております。

2点目、特定健診・特定保険指導等関係業務負担金は、本会が行っている特定健診・費用決済業務、その他保健事業業務に要する経費及び国保中央会へ支払う特定健診等データ管理システム負担金に充てております。

3点目、後期高齢者医療基盤システム運用管理負担金は、本会及び国保中央会における審査支払事業の実施に必要なシステム運用等経費に充てております。以上でございます。

議 長

よろしいでしょうか。

それでは、報告以降は以上となります。

他にご意見はありませんか。

< 進行の声あり >

議 長

特に無いようですので、これで、理事会の全日程を終了します。

進行にご協力いただき有難うございました。

司 会

石嶺理事長、ありがとうございました。以上をもちまして「令和7年度第1回理事会」を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

本部町長

平良武康

北中城村長

比嘉孝則

